（報告徴収及び立入検査）

第四十七条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（国際約束の誠実な履行）

第四十八条　この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

第二十五条の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第一項中「この法律」を「この章の規定」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「この法律」を「この章の規定」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定により」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項第三号を削り、同項第二号中「第十条第一項の」を「第十三条第五項の規定により」に、「付した条件」を「付された条件（次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　偽りその他不正な手段により第十三条第一項の許可を受けた者

第二十四条第一項第四号中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。

第三章第三節を同章第四節とする。

第二十二条第一項中「第十四条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に、「第十七条第一項又は第十八条第一項」を「第二十条第一項又は第二十一条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　港湾法第三十八条の二第一項の規定は、選定事業者が第十七条第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従って同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第三章第二節中第二十二条を第二十六条とする。

第二十一条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　選定事業者が第二十二条第一項の規定に違反したとき。

第二十一条第三項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価法の特例）

第二十五条　選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

２　前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え
	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第十五条	第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十一条第一項第一号	第六条第一項の地域	整備法第十一条第六項の地域
	同条	第十一条
第二十八条、第二十九条第一項及び第三十条第一項	第七条	第十六条
第二十八条	第五条から	第十一条から

第二十条を第二十三条とする。

第十九条第一項中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十一条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第二項第一号中「第十五条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条第四項中「その旨」を「当該変更の内容」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条第一項第二号中「第十条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第十五号」を「第十六条第二項第十五号」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削り、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、「いう」の下に「。第三十六条第五項において同じ」を加え、「、前条第三項第一号に掲げる事項については」を削り、同条を第十八条とする。

第十四条第二項第四号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」の下に「（第三十二条第八項第一号及び第三十三条第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）」を加え、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。）に関する情報であって、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

第十四条第三項第二号中「又は第四項」を削り、同条を第十七条とする。

第十三条第二項第一号中「単に」を削り、同項第七号中「次条第二項第九号及び第十五条第一項第一号において」及び「第六項及び同号において」を「以下」に改め、同項第八号及び第九号中「第十六条」を「第十九条」に改め、「単に」を削り、同項第十三号中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「促進法」を「整備法」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十三条第二項第十号」を「第十六条第二項第十号」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十五条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同条を第十六条とする。

第三章第二節を同章第三節とする。

第三章第一節中第十二条を第十五条とし、第九条から第十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以下この号及び第四項において「海洋環境等」という。）の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。